

○上尾市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付要綱

平成 22 年 3 月 29 日

市長決裁

改正 平成 28 年 10 月 24 日市長決裁

(趣旨)

第 1 条 市は、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの飛散による健康被害を予防することにより市民の生活環境の保全を図るため、アスベストの分析調査事業を行う建築物の所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、上尾市補助金等交付規則（昭和 54 年上尾市規則第 4 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) アスベスト 天然の鉱物繊維のアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトをいう。

(2) 分析調査 建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた建築材料のうちアスベストが含有されているおそれのある吹付け材に対し、次に掲げる事項に関して実施する調査をいう。

ア アスベストの含有の有無についての定性分析

イ アスベストの含有量についての定量分析

(3) 分析調査事業 前号に掲げる分析調査を行う事業をいう。

(補助対象建築物)

第 3 条 補助金の交付の対象となる建築物は、本市の区域内に存するアスベストが施工されているおそれがある建築物（国、地方公共団体又はこれらに準じる者が所有する建築物を除く。）とする。

(補助金の交付を受けることができる者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれ

にも該当する者とする。

(1) 前条の規定に該当する建築物（以下「補助対象建築物」という。）
に関し次のいずれかの者であること。

ア 所有者

イ 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条
に規定する区分所有者の団体又は管理者

(2) 国、地方公共団体その他公共団体又は独立行政法人若しくは本市
以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人その他本市以外の地方
公共団体の設立、出資等に係る法人以外の者であること。

(3) 資本金の額又は出資の総額が3億円を超える会社並びに常時使用
する従業員の数が300人を超える会社及び個人以外の者であること。

(4) 市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。

(5) 当該補助対象建築物について、国、地方公共団体その他の公共団
体から、この要綱の規定に基づく補助金と同様の補助金の交付を受けて
いないこと。

(補助金の交付の対象となる事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象建築物に対して実施す
る分析調査事業であって、その分析調査事業においてアスベストの含有率
等の分析をする機関（以下「分析機関」をいう。）が次に掲げる要件のい
ずれにも該当し、かつ、その分析に用いる方法が第2号に規定する日本工
業規格（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項に規
定する日本工業規格をいう。）によるものであるものとする。

(1) 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第2条第7号に規定
する作業環境測定機関であること。

(2) JIS A1481-1（建材製品中のアスベスト含有率測定方法—
第1部：市販バルグ材からの試料採取及び定性的判定方法）、JIS A1
481-2（建材製品中のアスベスト含有率測定方法—第2部：試料採
取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法）、JIS A
1481-3（建材製品中のアスベスト含有率測定方法—第3部：アス
ベスト含有率のX線回折定量分析方法）及びJIS A1481-4（建材製

品中のアスベスト含有率測定方法一第4部：質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法）の附属書の仕様に適合する装置及び機器を備えていること。

(3) アスベストの含有調査は、建築物石綿含有建材調査者（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成25年国土交通省告示第748号）第2条第2項に規定する者をいう。）が実施すること。

2 前項に定めるもののほか、同項の分析調査事業は、住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱（平成21年4月1日国住市第454号、国住街第236号、国住指第4984-2号、国住備第162号）及び住宅・建築物安全ストック形成事業補助金交付要綱（平成21年4月1日国住市第455号、国住街第237号、国住指第4984-3号、国住備第163号）に基づき、市による当該分析調査事業に対する補助金の交付に対し、国が市に対し補助金を交付するものでなければならない。

（平28.10.24・一部改正）

（補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額）

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象建築物に対して実施する分析調査事業に要する経費（分析するアスベストの採取等に要する経費を含む。）とする。

2 補助金の額は、補助対象建築物一棟につき、前項に規定する経費の額と25万円とを比較していずれか少ない額（その額に1,000円未満の端数金額があるときは、これを切り捨てた額）とする。

3 前項の場合において、同一の敷地内に複数の補助対象建築物があるときは、それぞれの補助対象建築物ごとに、同項の規定による補助金の額の算定を行うものとする。

（補助金の交付回数の制限）

第7条 この要綱に基づく補助金の交付は、同一の補助対象建築物につき1回限りとする。

（交付申請書の提出期限）

第8条 規則第5条第1項の交付申請書の提出期限は、毎年度あらかじめ市長が定めるものとする。

(交付申請書の添付書類)

第9条 規則第5条第1項第5号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 上尾市民間建築物アスベスト対策事業概要書(別記様式)
- (2) 位置図(縮尺2,500の1以上の図面に限る。)
- (3) 配置図
- (4) 平面図(調査箇所を表示した図面をいう。)
- (5) 現況写真(建物外観及び調査箇所を表示した写真をいう。)
- (6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の確認済証及び同法第7条第5項の検査済証の写し
- (7) 補助対象建築物についての登記事項証明書その他の補助対象建築物の所有者であることが確認できる書類(申請者が第4条第1号イに規定する区分所有者の団体又は管理者である場合を除く。)
- (8) 法人の登記事項証明書(補助金の交付を受けようとする者が法人である場合に限る。)
- (9) 第4条第1号イに規定する区分所有者の団体の代表者又は管理者であることを証する書類(申請者が同号イに規定する区分所有者の団体又は管理者である場合に限る。)
- (10) 区分所有者の集会等において、分析調査事業を実施することの決議がなされたことを証する書類(申請者が第4条第1号イに規定する区分所有者の団体である場合に限る。)
- (11) 分析調査事業を実施することについて、原則として補助対象建築物の所有者全員の合意があることを証する書類(申請者が第4条第1号イに規定する区分所有者の団体である場合を除き、補助対象建築物が共有物である場合に限る。)
- (12) 委任状(代理人による申請である場合に限る。)
- (13) アスベストの含有のおそれがあることを証する図面、写真等
- (14) 契約を締結する分析機関が第5条第1項第1号及び第2号の規定に該当することを証する書類
- (15) 分析調査事業の積算内訳書(分析調査事業を請負者に請け負わ

せる場合に限る。)

(16) 複数の分析機関から徴収した見積書

2 規則第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の交付申請書には、同項第1号から第4号までに掲げる書類の添付は、要しない。

(補助金の交付の決定における留意事項)

第10条 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の申請に係る分析調査事業が、既に分析機関との間で締結した契約に基づき実施されている、又は実施されたものであるときは、当該分析調査事業が第5条各項の規定を満たしている場合であっても、当該補助金の交付の申請に対しては、規則第6条第1項の規定による補助金の交付の決定(以下「補助金の交付の決定」という。)は行わない。

2 前項の規定に反してなされた補助金の交付の決定は、規則第18条第1項第3号の規定に基づき、これを取り消す。

(補助金の交付の条件)

第11条 規則第7条第2項の規定に基づき、補助金の交付の決定をする場合は、次項本文に規定する事項を補助金の交付の条件として、その決定に付すものとする。

2 分析調査事業は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、これを実施しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(状況報告の方法)

第12条 規則第11条の規定による報告は、書面でこれを行わなければならない。

(実績報告書の提出期限)

第13条 規則第13条第1項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の1月31日までとする。

(実績報告書の添付書類)

第14条 規則第13条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 支払内訳書

(2) 分析機関が発行した分析調査結果報告書（厚生労働省が公表する様式又はこれと同等の情報が記載された様式により作成されたものに限る。）の写し

(3) 調査箇所の採取中の写真及び採取後の現況写真

2 規則第13条第2項の規定に基づき、同条第1項の実績報告書には、同項第1号に掲げる書類の添付は、要しない。

(交付請求書の提出期限)

第15条 規則第16条第2項の規定による補助金等交付請求書の提出は、規則第14条の規定により補助金の額の確定の通知をした日から起算して30日を経過する日又は当該通知をした日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、これを行わなければならない。

(関係書類の保管)

第16条 規則第22条の規定により整備する書類及び帳簿は、補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に実施する分析調査事業から適用する。

附 則（平成28年10月24日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別記様式(第9条関係)

(表)

上尾市民間建築物アスベスト対策事業概要書

年 月 日

- 1 補助対象建築物の名称
- 2 補助対象建築物の棟数 棟
- 3 交付申請額及び算出方法等

(1) 定性分析のみを行う場合		(2) 定性分析及び定量分析を行う場合	
補助対象経費 A	円	補助対象経費 A	円
補助限度額 B	250,000円× 棟	補助限度額 B	250,000円× 棟
交付申請額 (A又はBのいずれか 少ない額(1,000円 未満の端数は、切捨 て))	円	交付申請額 (A又はBのいずれか 少ない額(1,000円 未満の端数は、切捨 て))	円

(注) 補助対象経費は、分析調査事業に要する経費です。当該事業を請負者に請け負わせる場合は、請負者に支払う予定の額を記入してください。

- 4 補助対象建築物の概要(1棟ごとに記入)

建築物名称・棟番号		
所在地	上尾市	
建築年月日	年 月 日	
建築物用途		
構造・規模	構造	造、一部 造
	階数	階建(地上 階、地下 階)
	延床面積	m ²
分析調査事業を要する箇所	室名称	
	部位	柱、梁、壁、天井、その他()
	吹付け材の施工面積	概ね m ²
分析調査事業を実施する箇所の吹付け材の現況及びアスベストが含有されているおそれがあると判断する理由		

(注) 補助対象建築物の棟数が2棟以上の場合は、コピーして記入し、添付してください。

(裏)

5 分析調査事業の概要

請 負 者	名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
分 析 調 査 事 業 の 見 積 額	(1) 定性分析のみを行う場合	円
	(2) 定性分析及び定量分析を行う場合	円